

トラックをぎう利用の皆様へ

トラック運送事業は、国内貨物輸送の主要な輸送機関として、産業経済の振興に大きな役割を果たしていることは、ご承知のとおりであります。

私共といたしましても、トラック運送事業の健全な発展と輸送の安全確保について、事業者への趣旨徹底を図る諸活動を行っているところでありますが、このためには、荷主各位のご協力が是非とも必要と考えております。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、以下の事項につきまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一、過積載及び交通事故の防止について

車両の最大積載量を超えて、貨物を輸送することは、道路交通法及び貨物自動車運送事業法により禁止されていますが、依然として過積載が散見されます。

これらの行為は、交通環境を悪化させ、交通事故の誘発原因となることが多く、また、道路交通法違反として運転者は勿論、運送事業者とともに、荷主への罰則が強化されております。

是非とも、過積載輸送をまねくような無理な運送契約をしないようお願いいたします。

二、運賃料金について

トラック運賃料金は、適正な原価に基づき、国土交通大臣に届け出されたもので、トラック運送事業者が荷主各位に信頼され、よりよき輸送サービスを提供する基本となっております。

したがって、適正な原価を下回る運賃料金は、結果として安心・安全な輸送を阻害するおそれがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

三、営業用トラックの利用について

自家用トラック（白ナンバーの自動車）を使用して、有償で他人の貨物を輸送することは、貨物自動車運送事業法により禁止されておりますので、許可事業者の営業用トラック（緑ナンバーの自動車）をご利用をいただきますようお願いいたします。

四、自動車運転者の労働時間の改善について

運転者の労務改善及び過労による交通事故防止対策の一環として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が告示されていますので、その遵守にご理解いただきますようお願いいたします。

運送事業者に荷の輸送をさせる場合

- 1 運転者の拘束時間、運転時間及び休息期間が、改善基準を遵守して確保できるよう無理のない発注をする
 - 2 発注者側における荷の積卸しのために待機させる時間は極力減少させる
- ことについて、ご配慮をお願いいたします。

五、労働災害の防止について

茨城県内の労働災害は、中長期的には減少傾向にありますが、平成二十三年は前年と比較して増加しており、特に運送事業においては大幅に増加しております。運送事業における労働災害としては、交通事故のみならず、トラック荷台からの転落・墜落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、腰痛など荷役作業中に発生した事故も多発しています。交通事故の防止はもとより、構内での荷の積卸し作業における安全確保のため作業場所や作業設備などにもご配慮いただきますようお願いいたします。

平成二十四年二月

関東運輸局茨城運輸支局

茨 城 労 働 局

社団法人茨城県トラック協会